

仕 様 書

1 業務名

令和8年度インターネットを活用した広告掲載業務

2 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものである。

したがって、受託候補者を選定するプロポーザルの提案内容を踏まえ、実際の業務委託契約締結時には変更する可能性がある。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託金額の上限

10,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※ 上記金額には、業務の提供に当たり発生する全ての費用を含む（追加費用の請求は不可）。

※ 支払いは、業務終了後、受託者の請求に基づき30日以内に行う。

5 委託業務の内容

(1) 事前打ち合わせの開催

本市が指示する配信テーマについて理解を深め、実施目標等を確認する。

(2) 広告手法の提案・出稿

(1)を踏まえて、実施状況を計測するに相応しい評価指標を設定し、配信テーマの認知度向上、動員又は利用者の拡大等に向けた効果的・効率的な広告手法（キャンペーン内容/ターゲティング方法等）及び広告画像等を提案・作成する。出稿に当たっては、本市と提案内容について調整し、承認を得ること。

なお、急遽、広告配信を指示する場合は、可能な限り速やかに出稿すること（最短で3日程度が目標）。

(3) 出稿後の運用

広報効果の最大化を図るため、1～2週間毎を目安に改善案を提案し、本市との調整の上実施すること。また、各配信テーマ終了後14日以内に、掲載実績、効果測定、分析状況を分かりやすく示した報告書を提出し、報告すること。

(4) 配信テーマ数等

| | |
|-----------------------------|------|
| 本市が随時指定する市政情報等の広告 | 原則5回 |
| 公式SNS（LINE等）の友だち登録者数増に向けた広告 | 原則1回 |

【注】配信テーマ数は若干の増減の可能性あり。その場合は、受託者と協議の上、委託金額の範囲内で決定する。

(5) 実績報告

年度末の業務完了後に、掲載実績、効果、翌年度に向けた改善策等を分かりやすく示した完了報告書を提出すること。

(6) その他（注意事項）

ア 本業務におけるネット広告媒体は、インターネット（Yahoo!、Google 等）、SNS（LINE、X（旧 Twitter）、Facebook 等）、動画プラットフォーム（YouTube、TVer 等）など、所謂 WEB 媒体に類するものとする（出稿媒体としてふさわしくないものを除く。）。

なお、広告出稿の際は、個々の媒体の出稿費用・出稿期間、特徴、ターゲット等を示すこと。また、その他の効果的な媒体や活用方法等の情報を積極的に収集し、本市への情報提供やアドバイスなどを行うこと。

イ 広告出稿後に、配信期間や内容等を変更する必要がある場合は、修正や再出稿の作業等を柔軟かつ迅速に行うこと。また、変更をする場合はその都度本市の承認を得ること。

ウ 当該業務において作成された画像等は、本市公式ホームページや SNS において使用することがある。

6 その他

(1) 本業務を開始するに当たっては、本市と事前に十分な調整を行うこと。

(2) 受託者は、履行期限内に円滑に事務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。年度途中で体制の強化が必要であれば、適宜、人員の補充等を行うこと。また、計画的な事務の推進のため、工程表を作成し、本市の確認を受けること。

(3) 受託者は、本業務の実施のために制作した著作物について、委託期間終了後、本市に全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）を無償で譲渡するものとする。

(4) 受託者は、本業務の実施のために制作した著作物について、委託期間終了後、著作者人格権の行使はしないものとする。

(5) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うこと。

(6) 受託者は、本市 SNS アカウント等の ID・パスワードの管理について、細心の注意を払うこと。

(7) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(8) 受託者は、本市の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し（以下「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、本市は再委託について承認しない（例えば、契約金額の内訳のうち 7 割を超える額に相当する部分を再委託しようとするときは、一括再委託に該当する）。[詳細は別紙「再委託について」を参照のこと。](#)